

改正

平成29年4月1日

平成31年4月1日

近畿大学安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき、近畿大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに本法人における教育研究、国際交流及び国際協力の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外為法等」とは、外為法及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「技術の提供」とは、外国（外為法第6条第1項第2号に定めるものをいう。以下同じ。）における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者（外為法第6条第1項第6号に定めるものをいう。以下同じ。）への技術の提供若しくは非居住者へ再提供されることが明らかな居住者（外為法第6条第1項第5号に定めるものをいう。以下同じ。）への技術の提供をいう。
- (3) 「貨物の輸出」とは、外国向けに貨物（外為法第6条第1項第15号に定めるものをいう。以下同じ。）を送付すること（貨物の国内における送付で、外国へ送付されることが明らかなものを含む。）又は外国に向けて貨物を携行することをいう。
- (4) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1から15までに掲げる技術をいう。
- (6) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに掲げる貨物をいう。
- (7) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。
- (8) 「キャッチオール規制」とは、外為令表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことを要するという規制をいう。
- (9) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引の相手先並びに相手先における用途の内容及び需要者を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (10) 「大量破壊兵器等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ① 核兵器
  - ② 軍用の化学製剤又は細菌製剤
  - ③ ①又は②の散布のための装置
  - ④ ①又は②を運搬することができるロケット又は無人航空機
- (11) 「通常兵器」とは、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。
- (12) 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。
- (13) 「学部等」とは、各学部、各研究科、各研究所その他これらに相当する組織をいう。
- (14) 「教職員」とは、本学の役員及び教職員をいう。
- (15) 「学生等」とは、本学の学部学生、大学院学生、外国人留学生、留学生別科生、科目等履修生、聴講生、研修員及び研究員をいう。

(適用範囲)

- 第3条 この規程は、教職員及び学生等（以下、「教職員等」という。）が行う技術の提供及び貨物の輸出に適用する。
- （基本方針）
- 第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。
- （1） 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。
  - （2） 取引にあたっては、外為法等及びこの規程を遵守すること。
  - （3） 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。
- （安全保障輸出管理最高責任者）
- 第5条 本学に安全保障輸出管理最高責任者（以下「輸出管理最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。
- （安全保障輸出管理統括責任者）
- 第6条 本学に安全保障輸出管理統括責任者（以下「輸出管理統括責任者」という。）を置き、研究を担当する副学長若しくは副学長補佐のうちから、輸出管理最高責任者が委嘱する。
- 2 輸出管理統括責任者は、輸出管理最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括する。
- （安全保障輸出管理責任者）
- 第7条 輸出管理最高責任者は、学部等に全保障輸出管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置くものとする。
- 2 輸出管理責任者は、当該学部等の長を基礎として、輸出管理最高責任者が委嘱する。
  - 3 輸出管理責任者は、当該学部等における輸出管理に関する業務を統括する。
- （安全保障輸出管理事務担当者）
- 第8条 輸出管理責任者を置く学部等に、安全保障輸出管理事務担当者（以下「輸出管理事務担当者」という。）を置く。
- 2 輸出管理事務担当者は、当該学部等を担当する事務（部）長の推薦に基づき、輸出管理統括責任者の承認を経て、輸出管理最高責任者が委嘱する。
  - 3 輸出管理事務担当者は、当該学部等における輸出管理に関する事務を取り扱う。
- （安全保障輸出管理委員会）
- 第9条 本学の輸出管理に係る重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、輸出管理に係る次の各号の事項を審議する。
    - （1） 規程の制定及び改廃に関する事項
    - （2） 教職員等に対する教育研修等の実施に関する事項
    - （3） 監査に関する事項
    - （4） その他輸出管理に関する重要事項
  - 3 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。
    - （1） 輸出管理統括責任者
    - （2） 各学部長
    - （3） インターナショナルセンター長
    - （4） リエゾンセンター長
    - （5） 総務部長
    - （6） インターナショナルセンター事務（部）長
    - （7） 学術研究支援部事務（部）長
    - （8） その他、輸出管理統括責任者が必要と認める者
  - 4 前項第1号から第7号までに定める委員の任期は、その職にある期間とする。
  - 5 第3項第8号に定める委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 6 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
  - 7 委員会は委員長が招集し、その議長となる。委員長に支障がある場合は、委員の中から委員長が議長を指名する。
  - 8 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ説明又は意見を聴取することが

できる。

(事前確認)

第10条 教職員等は、取引を行おうとする場合は、輸出管理統括責任者の定める様式で指定する事項に従い、第11条に定める該非判定及びキャッチオール規制に係る手続（第12条に定める用途確認、第13条に定める需要者確認等）を行うことにより、外為法等に基づく要件を事前に確認し、輸出管理責任者の承認を得なければならない。

2 教職員等は、前項の事前確認の結果、輸出管理責任者が取引審査の手続が必要と判断した場合であって、当該取引を行おうとする場合は、輸出管理統括責任者の定める様式に従い第15条に定める取引審査の手続を行わなければならない。

3 教職員等は、第1項の事前確認の結果、取引審査の手続が不要となった場合は、当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第11条 教職員等は、取引を行おうとする場合は、その提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物について、該非判定を行うものとする。

(用途確認)

第12条 教職員等は、取引として提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がキャッチオール規制の対象となる場合は、その用途について、大量破壊兵器等の開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に定める行為又は仕向地が輸出令別表第3の2に掲げる地域であっては通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるか否かについて確認するものとする。ただし、仕向先が輸出令別表第3に掲げる地域であるときは、この限りでない。

(需要者確認)

第13条 教職員等は、取引として提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がキャッチオール規制の対象となる場合は、その需要者について、大量破壊兵器等の開発等を行っているもの若しくは行ったもの又は経済産業省が公開する外国ユーザーリストに掲げるものであるか否かについて確認するものとする。ただし、仕向先が輸出管理令別表第3に掲げる地域であるときは、この限りでない。

(取引審査)

第14条 教職員等は、第10条2項の確認により取引審査の手続を要する旨の確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、輸出管理統括責任者が定める様式で指定する事項に従って取引審査を行い、輸出管理責任者及び輸出管理統括責任者の承認を得なければならない。

2 教職員等は、前項の取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じたとき又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、あらためて第10条の事前確認を行うものとする。

(許可申請)

第15条 輸出管理統括責任者は、前条の取引審査に関し、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

(技術の提供に係る管理)

第16条 教職員等は、技術の提供を行う場合、第10条から第15条までに基づく必要な手続が完了して承認を得ていること及び外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合は前条に基づく申請により経済産業大臣の許可が取得されていることを、確認しなければならない。

2 教職員等は、技術の提供として提供する個別具体的な技術の内容について、前項の承認及び許可を得ているものから変更又は追加がないことを、確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出に係る管理)

第17条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合、第10条から第15条に基づき必要な手続が完了して承認を得ていること及び外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合は第16条に基づく申請により経済産業大臣の許可が取得されていることを、確認しなければならない。

- 2 教職員等は、貨物の輸出として輸出する個別具体的な貨物の内容について、前項の承認及び許可を得ているものから変更又は追加がないことを、確認しなければならない。
- 3 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、貨物の輸出に際して通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出手続を取りやめ、輸出管理責任者へその旨及び内容を報告するものとする。この場合において、輸出管理責任者は、当該報告内容について輸出管理統括責任者と協議し、適切な措置を講じるものとする。

(監査)

第18条 輸出管理統括責任者は、輸出管理最高責任者の指示に基づき、本学の輸出管理が外為法等及びこの規程に則って適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。

(教育及び指導)

第19条 輸出管理統括責任者は、輸出管理責任者と連携して、教職員等に対し、最新の外為等の周知を行うとともに、外為法等及びこの規程の遵守の必要性を理解させ確実な輸出管理の実施を図るため、輸出管理の教育を計画的に行うものとする。

(文書及び記録媒体等の保存)

第20条 輸出管理の手續に必要な事項は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 輸出管理に係る文書、電磁的記録等は、近畿大学文書保存規程第3条の規定にかかわらず、技術の提供又は貨物の輸出がなされた日から起算して、7年間保存するものとする。

(報告)

第21条 教職員等は、外為法等又はこの規程に対する違反若しくはその疑い若しくは違反するおそれがあることを知った場合は、速やかに輸出管理統括責任者又は輸出管理責任者にその旨を報告しなければならない。

- 2 輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、当該報告の内容を調査するものとする。また、輸出管理統括責任者は、当該調査により外為法等又はこの規程への違反が判明したときは、速やかに輸出管理最高責任者に報告しなければならない。
- 3 輸出管理最高責任者は、前項の報告を受けたときは、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。また、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(罰則)

第22条 この規程に違反した教職員等は、就業規則その他の教職員の就業に関する規程又は学則その他の学生等に関する規程に基づき、懲戒その他適切な処分を行うものとする。

(事務)

第23条 輸出管理に関する事務は、委員会に関するものを含め、総務部及びインターナショナルセンターの協力のもと、学術研究支援部が行う。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。